

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第13号

答申番号：令和4年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

原処分①及び原処分②に係る審査請求については、諮問を要さない。

原処分③に係る審査請求については、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 令和3年3月11日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、請求人及び二男の放課後等デイサービス事業所（以下「本件各事業所」という。）への通所移送費の支給を求める保護変更申請を行い、同年4月22日、処分庁は、3月11日以降の支給を認める保護変更処分（以下「原処分①」という。）を行った。
- 2 令和3年4月22日、請求人は、同年3月分の通所移送費の支給を求め、本件各事業所への通所実績を記載して保護変更申請を行い、同年5月24日、処分庁は、3月11日以降の通所移送費を支給する保護変更処分（以下「原処分②」という。）を行った。
- 3 令和3年7月30日、請求人は、令和元年8月から令和2年4月まで及び同年6月から同年10月までの期間における本件各事業所への通所移送費の支給を求める保護変更申請を行い、同年8月27日、処分庁は、申請を却下する処分（以下「原処分③」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

各原処分は、次の理由により、いずれも違法又は不当である。

- (1) 処分庁は、令和元年11月頃から本件各事業所への通所移送費の支給を認めなかったが、原処分①及び原処分②において一転して支給を認めたにもかかわらず、令和3年3月11日前の通所移送費が支給されていないこと、通所移送費の支給再開は、不支給期間における不支給の理由が否定されたことにほかならないこと。
- (2) 原処分①及び原処分②は、いずれも申請のあった日から14日以内に請求人への通知が行われていないにもかかわらず、これらの決定通知書にはその理由が明示されていないこと。また、原処分①の通知書には処分の理由付記がなく、原処分②の通知書は、決定理由が付されているものの、意味が不明な記載があり、手続に重大な瑕疵があること。
- (3) 原処分③において、保護費の遡及支給をしないとすることは、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が、要保護者の犠牲の下に利益を受ける

こととなり、法の目的に照らして容認できないこと。

2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、次の理由により、いずれも違法又は不当な点はない。

- (1) 令和元年11月分及び同年12月分の通所移送費の不支給は、二男の主治医（以下「本件主治医」という。）の当時の意見により支給要件に該当しないと判断し、原処分①及び原処分②は、申請のあった令和3年3月11日後に本件主治医の意見を確認して判断したものであること。また、不支給期間における移送費については、当時の判断に重大かつ明白な誤りがない限り遡及して支給しないことは違法ではないこと。
- (2) 処分庁は、原処分①に先立ち、申請から14日を超えた理由を通知し、原処分①の通知書において支給の始期等必要な事項を記載し、原処分②は、原処分①による決定に基づき通所移送費を支給するものであることが明らかであること。
- (3) 原処分③は、関係法令に基づき適正に行われており、「適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が、要保護者の犠牲の下に利益を受ける」ものに当たらないこと。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 原処分①及び原処分②は、決定通知書の理由付記に重大な瑕疵が認められることから、いずれも取消しを免れない。
- 2 原処分③は、要保護者の傷病等の状況は療養の過程で変化し得ることは当然であって、不支給期間における処分については令和元年12月時点の本件主治医の見解に立って、原処分①及び原処分②については令和3年4月時点の見解に立って、それぞれ行われたことをもって、処分庁に明らかな認定の誤りがあったということとはできない。また、保護は生活困窮に直接的に対処する給付であり、原則として申請日以後の将来の生活需要に対し支給されるものであることを踏まえると、処分庁の判断に不合理な点はなく、原処分③は違法又は不当であるとはいえない。
- 3 以上のとおり、原処分③は適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、原処分③に対する審査請求については、棄却されるべきである。一方、原処分①及び原処分②に対する審査請求については理由があることから、いずれの処分も取り消されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年7月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月1日及び同月24日の審査会において、調査審議した。

第6 審査会の判断の理由

- 1 原処分①及び②について、審査庁は、いずれの処分も理由付記の不備を理由に取り消されるべきであるとしているから、当審査会としては、行政不服審査

法第43条第1項第5号により、諮問を要しないものと判断する。

以下、原処分③について判断する。

- 2 保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送は、他に経費を支出する方法がないときになるべく現物給付の方法によって行うこととされ、移送費の範囲は、必要最低限度の交通費等とされている。

そこで原処分③についてみると、請求人から申請があった令和3年3月11日以降の本件各事業所への通所移送費を支給した根拠となるのは、同年4月時点の本件主治医の見解であり、他方、請求人が主張する令和元年8月から令和2年4月まで及び同年6月から同年10月までのうち本件各事業所への通所移送費が支給されていない期間については、本件各事業所へ通所することが本件児童の発達支援上、必要不可欠であるとの医師の見解がないことに鑑みれば、支給の根拠を欠くものであるから、当該期間における本件各事業所への通所移送費を支給しないことに違法又は不当な点はない。よって、原処分③は違法又は不当であるとはいえない。

以上のとおり、原処分③には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、原処分③に係る審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子